

オランダにおける労働環境の変化

—19世紀後半から20世紀前半にかけて—

杉浦 恭
Takashi SUGIURA

保健体育講座

はじめに

19世紀に入るとヨーロッパの先進的な国では、労働環境に変化が現れた。イギリスで始まった産業革命の影響が大陸に波及し、それまでの労働生活を大きく変えたのである。イギリス、フランス、ベルギー、ドイツに続いて、オランダに産業革命が波及し、近代的な工場が次々に建てられたのは19世紀後半になってからであった。特に1870年代からは、オランダで労働のあり方が一変した。独立した職人は減り、近代的な工場労働者が増えた。職人の仕事は一部の職種に限られるか、技巧や装飾を施した高価な製品の製造に限られた。そうでなければ職人は、不安定な下請けの仕事を細々と営むしかなかったのである。こうした状況のなか、19世紀後半以降、オランダの工場労働者はどのような環境で働いていたのだろうか。

本稿は、19世紀後半から20世紀前半にかけてのオランダにおける労働環境の変化を明らかにすることにした。

1. 労働に関する法律の整備

まずは、労働に関する法律の整備について把握しておこう。

1889年制定の「労働法」は、女性や青少年の労働時間を制限し、婦女子の危険な労働と児童の労働を禁止した。これは1874年に制定された12歳以下の児童の労働を禁止した法律を除けば、オランダの労働立法の第一号であった。(栗原 1988, 99頁 森田編 1998, 321頁)⁽¹⁾

1889年の「労働法」は、12歳から15歳の少年少女の労働を制限し、16歳以上の女性については一日12時間労働が限度とされ、夜間の就労が禁止された⁽²⁾。

そして、1896年には「労働者災害安全法」が制定され、労働局も創設された。

1905年には、労働者のストライキを禁止する法律が作られた。これは、1903年にアムステルダムの港湾労働者が全面的なストライキを実施したことに端を発した。このストライキは、その後、鉄道会社に波及し、労働者が経営者を追いつめる事態が生じた。これを受けて当時の政権は、1905年にストライキ禁止法を成立させ、公共性の強い企業の労働者のスト権を奪った。

(森田編 1998, 325頁)

1918年の宗教派連立政権は、労働相が労働問題に精力的に取り組んだ。労働協議会(1913年)を全国的な高等労働協議会に格上げし(1919年)、工業化の過程で生ずる様々な労働問題を調整して、政策の形成過程に反映させようとした。これは政府が労使の協議を制度的に保障するコーポラティズムを目指したもので、多極共存型社会が促進された。そして1919年の労働法では、ヨーロッパのトップを切って週45時間労働が導入され、14歳以下の児童の就労が禁止された。(森田編 1998, 327-328頁)

1919年の労働法は、工場労働者(成年男性)の一日8時間労働制と土曜日の半休制を定め、夜間と日曜日の就労を禁止した。しかし、この法律には、労働時間の例外と規定の免除が幾つもあり、実際に一日8時間労働と週45時間労働が厳密に守られたわけではなかった。

1921年には不景気の影響で労働法が改正され、一日の労働時間が8時間30分に、一週間の労働時間が48時間に改められた。この改正では、簡単な申請手続きをすれば職場での残業が認められたため、実際には労働時間がかなり長くなった。そのため1920年代前半には、一週間の平均労働時間が51時間に及んだ。しかも工場労働以外の職場では法律の適用が及ばなかったため、商店で働く労働者、農業従事者、サービス業従事者などは、しばしば60時間以上働いていた。

2. 労働時間の変化

一般的にオランダでは、19世紀の間は一日12時間労働が普通であった⁽³⁾。19世紀の後半にガス燈が導入されると、一日に16時間労働もめずらしくなかった。冬期には労働時間が短縮されたものの、それでも労働者は長い時間働いていた。19世紀後半の産業革命時には、職場の環境や労働者の待遇改善が話題となったが、労働時間の短縮についてはほとんど議論されなかった。休祭日があれば、それで充分と考えられたのである。働いた分の給料が保障されれば、長時間労働も認められた。労働時間の短縮が議論されるようになったのは、19世紀の終わりごろ、労働組合が最低賃金を保障した上で一日8時間労働を提案したときからであった。

では、19世紀後半以降の労働時間について見るこ

にする。

図1は、オランダ全土において、フルタイムで働いていた従業員の一週間の平均労働時間を示している。これを見ると、1860年には一週間に平均およそ70時間働いていた。日曜日を休日と考えれば、一日12時間弱働いていた計算になる。1860年以降は労働時間が減少してゆき、1900年には60時間を切り、1910年ごろから急速に労働時間が減少した。そして1920年代を通して労働時間は減り、1929年になると一日8時間労働が一般的になった。すると1930年には工場労働者以外の労働者にも一日8時間労働が法律で適用された。1930年ごろに44時間程度で労働時間の減少に歯止めがかかり、その後、若干の増加は見られたが、40時間台後半で落ち着いた。19世紀の後半には労働時間が減少したとはいえ、一日10時間以上働いていたことがわかる⁽⁴⁾。

次に、業種別の労働時間について見ることにする。

表1は、1889年の「労働法」制定後、夏期に労働調査官がオランダ全土の企業を対象に調べた平均労働時間である。これを見ると19世紀末から20世紀初頭にかけて、徐々に一日の労働時間が減少していたことがわかる。1889年の労働時間の平均が一日11.3時間であったことは、「労働法」の成果である。ただ、これはあくまで16歳以上の男女平均であり、男性の労働や職種によっては、依然、厳しい状況で働いていた⁽⁵⁾。「陶業・他」では、平均11.9時間働いており、「金属工業」では11.6時間働いていた。これが平均値ならば、12時間を超える企業があったことは容易に推察できる。また、全体平均を見ると、1889年から1900年までは平均して一日11時間以上働いており、1901年になって11時間を切った後、1905年まで労働時間は減らなかった。その後1910年まで徐々に労働時間が減少して10.6時間に減った。およそ20年をかけて50分程度短縮した。

業種別に見ると、「陶業・他」はもともと労働時間が長かったが、1910年には平均労働時間が最も短くなった。20年の間に約2時間30分も労働時間が短縮された。特に1904年からの時短が大きかった。これに対して「繊維業」は、20年の間に労働時間の短縮があまり進まなかった。19世紀末まで11時間労働が続いていたが、その後1910年までに約30分しか短縮されなかった。「造船業」は労働時間の変化が著しいが、19世紀末からおおよそ1時間強短縮した。「金属工業」は50分程度、「印刷業」は1893年から比べて40分程度短縮された。業種間格差を見ると、1910年の時点で、「陶業・他」と「金属工業」の間には、1時間強の差があった。

さらに、よりミクロな視点から、デンボスにおける1890年と1907年の労働時間を見てみよう⁽⁶⁾。

表2は、デンボスにおける工場の労働時間を、16歳以上の男女を対象に、1889年の「労働法」が制定された翌年の1890年において調べた結果である。これを見ると、業種別の工場ごとに労働時間に差があったこと

がわかる。「コーヒー工場」、「洗濯工場」、「小麦粉工場」、「マーガリン工場」、「鉛工場」は、年間を通して平均12時間以上働いており、労働時間が長かった。多くの工場は、夏期に11時間程度、冬期に10時間強の労働時間であった。比較的労働時間が短かったのは、「金・銀工場」である。一日の休憩回数は、およそ夏期に3回程度、冬期に2～3回程度であったが、工場によっては1回の所もあった。「鉛工場」と「麵工場」は、労働時間が長いにも拘わらず、夏期、冬期とも休憩が1回であった。労働の開始・終了時刻は、「コーヒー工場」、「金・銀工場」を除いて、夏期は6時から20時の範囲内、冬期は7時から20時の範囲内であった。

1907年のデンボスにおける職業別労働時間を示しているのが表3である。これを見ると、年間を通して一日平均11.5時間以上働いていた比較的長時間労働の職種は、「ギプス職人」、「陶器職人」、「コーヒー職人」、「配管工」である。次いで、平均11時間働いていたのは、「のこぎり職人」、「小麦粉職人」、「金属加工職人」、「銅製造職人」である。逆に年間を通して労働時間が10時間未満と比較的短かったのが「麵職人」である。また、夏期と冬期で労働時間に3時間30分の開きがあったのは、「大工」、「ペンキ職人」、「家具職人」、「彫刻職人」、「レンガ職人」である。これらは夏期の労働が11時間30分と長いものに対して、冬期は8時間と短かった。

休憩の回数は、全体で見ると、夏期には3回の職種が多く、冬期には労働時間によって1回から3回であった。労働の開始時刻は、「陶器職人」が年間を通して朝5時からと特に早い。その他は6時から7時30分の間であった。終了時刻は年間を通して19時から20時の職種が多いが、冬期に労働時間の短い「大工」、「ペンキ職人」、「家具職人」、「彫刻職人」、「レンガ職人」は16時30分と早かった。

デンボスにおける労働時間を1890年と1907年で比較してみると、一日の労働時間は工場や職種によって違いがあるが、夏期の労働時間を見ると、1890年から1907年にかけて大きな減少はなかった。また、冬期の労働時間もほとんど減っていない。全体では、やや労働時間が減少したが、業種別によって差があった。

3. 賃金の変化

労働賃金については、北ブラバント州の州都デンボスを事例に記すことにする。

1853年と1866年の賃金を示しているのが表4である。いずれも成人男性と少年の最高・最低賃金を週給で示しているが、工場別にかかなりの賃金格差が確認できる。例えば、成人男性は、「金銀鑄造工場」の最高賃金がいずれの年も他と比較して高い値を示している。「葉巻工場」は1853年に高い賃金が見られたが、1866年は他に比べて低くなっている。これとは逆に、「鉄工場」と「ブラシ工場」は、賃金が1853年に低いのに、

1866年は高くなっている。1860年代はオランダが産業革命に入った時期であり、重金属の需要が増えたことが関係している。工場は時代の流れと社会の要請から強い影響を受けるため、一概に全ての工場で賃金が増えたわけではない。

少年の賃金については一般化して言えないが、いずれの年も成人男性に比べてかなり低かった。

二つの年を比較すると、意外にも週給は伸びていない。「ブラシ工場」、「鉄工場」、「網製造工場」を除いて、その他はほとんど変化がないか、むしろ減っている⁽⁷⁾。

さらに表5で1871年の週給を見ると、工場別の最低・最高賃金に差があることと、最低・最高賃金の幅に違いがあることが分かる。しかし16歳以上の男性の最高賃金は、全体的にそれまでの値(表4)よりかなり高くなっている。16才未満の男子の賃金は依然として低いが、16歳以上の男性は働き具合によってかなりの収入を得ることが可能となった。最高賃金を5年前と比べると、「ブラシ工場」で4ギルダー、「台車工場」と「繊維工場」で5ギルダー、「葉巻工場」と「鉄工場」で11ギルダー上がっている。また、工場別に見た場合、賃金が他よりも比較的高いのは、「鉄糸工場」と「鉄工場」である。鉄関連の分野は、産業革命による成果とインフラの整備需要から、生産するだけ売れる状況にあった。そのため、長時間労働による高賃金の獲得が可能になったのである。そして、この時期になって出来高払い制度を賃金制度に導入する工場が増えたため、能力の高い労働者は高賃金を得るようになった⁽⁸⁾。逆に、「陶器工場」や「針工場」は、需要減による生産量の減少と、それによって起こる労働時間の停滞によって賃金が伸びなかった。

一般的に19世紀の半ばのデンボスでは、成人労働者の平均日給は1ギルダーほどであり、この収入で家族を養うのは厳しかった。給料が低かった理由は、需要と供給のバランスが取れずに利益が安定していなかったこと、給料は基本的に同額でよいとの考えが一般的であったこと、労働組合がなく労働者が弱い立場であったこと、雇用者がいわゆるケチであったことなどである。(Franssen 1976, p. 98)

また、給料水準が1860年代の終わりまで低かった理由の一つに、労働者の能力差と貧民救済制度があった。高い能力をもつ一部の労働者は、工場の単調作業に携わる職工にならず、専門職としてすでに高い賃金を得ていたのである。労働能力の低い者は、低い賃金でも仕方がないと考えられていた。また、貧民救済制度により、工場収益の一部が福祉に充てられたり、個人の所得からも徴収されることがあったため、一般的な労働者の収入はより少なくなった。

しかし1870年以降、20世紀の初めまで、少しずつではあるが職種によって賃金面での改善が実現した。これは産業革命以降、需要と供給のバランスが高い水準

で実現したこと、つまり多くの需要に対して大量生産が可能となったことによる。特に金属産業が労働者の給料水準を引き上げたことで、他の分野もその影響を受けて全体的な水準が上がった。

1907年の職業別賃金を表6で見てもよい。時給が高ければ、週給が必ずしも多いわけではないが、賃金はおおよそ対応している。時給、週給ともに高い賃金の職業は、「石切り職人」、「家具職人」、「修理工」である。時給で0.2ギルダー前後、週給にして12-14ギルダーを得ていた。その他に比較的賃金が高かったのは、「配管工」と「大工」である。これらの職業に共通しているのは、一般的に職人といわれる職種である。職人に比べて工場労働者の賃金は、時給、週給ともそれほど高くなかった。「金属製品工」、「鉛製造工」、「印刷工」などは、工場労働者の中でも比較的賃金が低かった。

さて、表5と表6を比較することで、19世紀後半から20世紀初めにかけての賃金変化を追ってみる。二つの表には、年齢や週給の時期など、幾つか比較する上で問題は残るが、同じ職種で賃金を見れば、おおよそ変化がつかめる。

「台車製造工」と「なめし革工」は、36年を経ても最高賃金に変化はない。賃金の増加がみられるのは、「陶器職人」である。「陶器職人」以外に賃金増加は確認できない。19世紀後半から20世紀初めにかけて、賃金が増加したのは、前述したようないわゆる職人といわれる人たちであった。逆に賃金が減少したのは、「鉄製造工」、「鉛製造工」、「葉巻職人」であった。もちろん表6は週給の平均値を取っているため、一概に賃金が減少したとは言えない。だが、36年を経てもこれらの職種に賃金の増加が見られないのは、労働者の生活が依然厳しかったことを推察させる。鉄や鉛といった分野は、産業革命時の需要増によって高賃金を得ることができた。しかし20世紀に入ると、需要がある程度落ち着き、生産量も安定したのである。

ここまでの変化から、19世紀の半ばには賃金の増加があまり見られなかったが、1870年代以降になって賃金の増加が様々な分野で起きたことがわかった。これは産業革命によって、需要の増加と生産力の向上が実現したからである。しかし20世紀に入ると、高賃金が維持されたわけではなく、職種によってはむしろ賃金面で厳しくなった。

4. 日常の労働生活

労働者の生活と職場の労働環境について、幾つかのケースをみながら当時の状況を把握したい。

1885年、アムステルダムに住み、印刷会社で活字拾いをしてきた男性の一日について、次のような報告がある。

7:00	出勤
7:00—8:30	仕事
8:30—9:00	休憩(朝食)
9:00—13:00	仕事
13:00—13:30	昼食
13:30—18:00	仕事
18:00—20:00	帰宅(夕食)
20:00—24:00	仕事(再度出勤)

(Jong 1976, p. 15)

これは当時の労働者の一日として、ごく一般的であった。朝7時から夕方6時までの10時間働いて終わるときもあったが、多くの場合、このように夜12時まで働くことが普通だった。さらに忙しい時期には、深夜から早朝にかけての徹夜労働も珍しくなかった。しかも経営者は食事を支給しなかったため、朝食と昼食は家から持参したパンを30分の間に食べて再び仕事についた。午前と午後の労働時間内は、トイレ休憩以外ほとんど休みを取らずに4時間から5時間続けて働いた。夕食は2時間あったが、これには工場までの往復の通勤時間も含まれていた。家での夕食を慌ただしく済ませた後、すぐ工場に戻った。24時に帰宅した後は、疲れた体を休めるため床につき、5時間後には起床してまた工場に向った。

仕事が過酷なのは、一日のスケジュールや労働時間だけではなかった。仕事の内容や環境も劣悪だった。

ガラス工場や陶器工場では、労働者が熱い窯の前で作業をしたため、しばしば気を失ったとの報告がある。水をかけられて意識を取り戻すと、15分後にはまた窯の前で働かされた。だが工場経営者は、自分のペットでさえ工場内に入れようとしなかった。(Jong 1976, p. 16)

労働環境は、1889年を境にその前後で多少の変化があった。

1889年の労働法において、婦女子の労働が制限されたことと、職場の労働環境について規程が明記されたからである。では、1889年の前と後でどのような変化があったのか、デンボスの事例を見てみよう。

まず1889年以前だが、デンボスはもともと古い町であるため、建物の間隔が狭く、広い空間をもった職場を設けることは困難だった。そのため既存のスペースを使って工場を造るしかなかった。工場内の通路は狭く、採光や新鮮な空気を取り込むのは難しかった。市当局は、工場の設立に際して、工場内の環境(空間、光、トイレ、等)について指導したものの、法的な拘束力がなかったため、効果はほとんど上がらなかった。鉛工場では新鮮な空気を取り入れるシステムがなく、換気が不十分であったため、しばしば亜鉛中毒が発生した。葉巻工場では、粉塵が工場内に拡散していたため、多くの労働者が肺炎にかかった。1889年以前には、

光が工場内に少しでも入り、換気口とトイレさえあれば充分だと考えられていた。機械と機械の間のスペースは問題にされなかった。市の調査員の報告によれば、工場内の最低基準(光、換気口、トイレ)は、とりあえずどの工場も満たしていた。しかし、それらは設置されていても、形だけで、ほとんど機能していなかった。工場経営者にとって、職場の最低基準がこの三点であったことは幸いだった。だが、労働者にとっては、安全面や衛生面の配慮がほとんどなかったため問題が多かった。換気口さえあれば、エアコンディショナーは必要なく、フィルターの設置も義務づけられていなかった。窓さえあれば改善指導を受けることはなかったため、衛生面の基準がかなり低かった。経営者は、労働者が機械に巻き込まれてから、機械の間隔を広げた。肺炎患者が多く出てから、換気設備を整えた。労働災害が起きて初めて、工場の改善に取り組んだのである。衛生面や労働災害については、工場経営者の考え方ひとつで良くも悪くもなった。(Franssen 1976, pp. 207-222)

1889年の労働法が制定された後はどうだったのか。

労働法の第4条には、女性と子供の働く職場では、天井の高さが最低3メートル、一人当たりの作業空間が(上下左右)7立方メートル必要であることが明記された。この法律は、基本的に女性と子供の保護を目的につくられたため、法律の施行後は、第4条の縛りによって、工場経営者は、女性や子供を働かせないか、あるいは職場環境の改善を行うかの選択を迫られた。多くの経営者は、低賃金で雇える女性と子供の労働力を必要としたため、職場環境の改善に取り組まざるを得なかった。これによって職場環境が改善されたが、この法律は婦女子のみを対象としていたため、成人の男性労働者だけの職場には適用されなかった。また、小さな工場の中には、この規制を守らずに婦女子を働かせていたところもあった。(Franssen 1976, p. 223)

その後、1895年に制定された安全法は、労働環境について、それまで婦女子のみを保護対象としたことを改め、男性労働者にまで範囲を適用した。そして職場環境について、特に安全面への配慮から様々な点が細かく定められた。換気、空間、トイレ、採光はもちろん、更衣室、食堂、火器、室温、機械の安全運転など、様々な点について、安全面や衛生面から基準が設けられ、規格が設定された。さらに、1898年には安全政令も出された。

これら労働法と安全法の制定は職場環境を改善した。だが、安全法は10人以上の職場を対象としていたため、それ以下の規模の小さい職場では、なお劣悪な環境で働いていた。この二つの法律で最も改善されたのは、換気と採光、作業空間であった。最低限、この三点については、10人以上の職場で整えられた。そして1905年までに、ほとんどの職場が改善されたが、衣

料品工場だけは問題が残った。また、原則的に家内制手工業も労働法と安全法の範囲内にあったが、厳密には適用を受けなかったため、現実として法律の細則を逃れることになった。例えば、コーヒー豆を選別する家内制手工業では、ほとんどの職場が（多くは個人の母屋）、生活空間と作業場を同にしていて、デンボスにおいて、コーヒーの家内制手工業を営む作業場60件の内、25件は一家庭に一部屋しかなかったため、生活空間と作業場が同一であった。二部屋を所有して、作業場と生活空間の区別があったのは25件であった。残りの10件は、三つ以上の部屋を所有していた。一つの部屋で生活と作業を一緒に行っている場合でも、ひどいときには狭い部屋の中で10人以上が作業と生活を共にしていた。これら家内制手工業の作業場は、多くの場合、暗い路地下に位置していたため、衛生面は最悪だった。(Franssen 1976, pp. 223-229)

労働者の生活と労働環境を知るのに、当時行われた労働者に対するインタビューや自己記述の記録がある。これらから、労働者のおかれた生活環境がイメージできる。

ロッテルダムで絨毯工場に勤務していた
Willem Helsdingen (1850年生まれ) の話

私の父は、ロッテルダムで警官をしていた。給料は1870年当時で一ヶ月37.5ギルダという安さだった。私は12歳で農業学校に入学したが、間もなく中退した。その後、独学で色々な勉強をした。13歳になると靴屋で働いた。仕事は長くつらいものだった。ひどいときには、金曜の午前4時から土曜の夜11時まで、43時間ほとんど休憩なしに働いた。14歳からは紡績業で絨毯を製造した。これは私にとって比較的得意な仕事で、一週間に7.5ギルダの収入を得た。20歳の時には最高で一週間に14ギルダの収入を得たこともあった。

私は兵役をうまく逃れることができたので、母が亡くなるまで世話をすることができた。私は母を老人ホームに入れなくて、自分で面倒をみることを誓った。こうしたこともあって、私の結婚は29歳と遅かった。相手は18歳のプラバント出身の若い女性であった。私たちは男の子7人、女の子7人の計14人の子どもをもうけた。(Helsdingen 1901, p. 653)

Karel van Meulenaarsgraf (34歳) の話

Karel は1856年生まれ。インタビューを受けた1890年には、ハーレムの金属産業でメタルを回す工場労働者として働いていた。

アムステルダム出身の Karel は、かつて国営のチーム工場 Van der Made で9年間働いていたが、仕事上の事故で目を失った。そのため、工場を解雇された。彼の妻は怒って労働保険所に申し立てをしたが、仕方がないと言われ、結局、何の補償もなかった。後

に、ろうそく工場で見つけて働いた。ろうそく工場を辞めた後、石炭の売買をする仕事を一年間したが、収入が少なかったため、これも辞めた。そして1889年にはハーレムにあるオランダ鉄道会社で働いたが、ここも生活していくのに十分な賃金を得ることはできなかった。(Haarlem 1891, pp. 205-206)

アムステルダムに住む港湾労働者
Jan Hodde (39歳) の話

Jan は1851年生まれ。1875年に24歳で結婚。結婚するまでは漁師をしていた。仕事は、度重なる暴風や天気都合で、思うように収入が入らなかった。一週間に10ギルダ、年取にして500ギルダほどだった。そのため港湾労働者へ転職した。しかし、19世紀末の港はほとんど仕事なかった。そのため賃金は安く、すぐに解雇される人が多かった。自分の子どもには、このような仕事に就かせたくないと言っている。長男は靴屋で働いている。(Hodde 1890, pp. 146-148)

これらの事例から、19世紀後半のオランダにおける労働環境と労働者の生活は、決して恵まれた状況にはなかったことが分かる。むしろ、かなり厳しい状況に置かれていたといえる。

子どもの頃から働き、少しでも賃金の高い仕事に就こうと職を変えるが、好条件の職場は見つからない。それどころか仕事に怪我をすれば解雇されてしまう。経営者からも労働保険所からも満足な補償は受けられない。労働者はかなり弱い立場にあった。長時間労働、劣悪な職場環境、身体的にハードな仕事、「きつい・汚い・危険」の三拍子がそろった環境で働いていたのである。このような状況では、事故が起きるのも容易に想像できる。家に帰れば、妻と多くの子どもが、一部屋か二部屋の狭い空間で生活していた。労働者の僅かな楽しみといえば、少ない賃金の中からカフェバーへ行き、酒を飲むことぐらいであった。

おわりに

本稿では、19世紀後半から20世紀前半にかけてのオランダにおける労働環境の変化を、法律の整備と、労働時間の変化、賃金の変化、日常の労働生活について明らかにした。

オランダでは、19世紀末から労働環境の改善に関する法的な整備が少しずつ整えられたが、抜け道があったこと、規制が緩やかだったことで、労働者は依然として劣悪な環境で働いていた。労働時間は19世紀後半をかけて徐々に減り、20世紀に入ると急速に短縮した。時間の面では改善が見られたが、賃金面では物価の上昇と生産性から考えて、必ずしも労働者にとって生活が楽になるほどの変化はなかった。19世紀後半の労働生活は、大人はもちろん子どもまでが、少しでも

生活費を得るため、心身を犠牲にして過酷な状況の下で働いていた。

〈注〉

(1) 1874年の法律で12歳以下の児童の労働が禁止されたが、この法律はさほど効力をもたなかった。自治体の管轄下にある警察が時々見回りをしていたが、厳しい摘発は行わなかった。そのため多くの子どもが労働に携わっていた。

こうしたことがあり、1874年以降、労働時間の法的拘束を強化しようとする動きが起きた。そして1877年1月2日、当時の法務大臣が、全国の商工会議所あてに、法律で労働時間を規制すべきかどうかをたずねた。10歳から13歳までの子どもの労働時間を最高6時間、14歳から18歳の少年少女の労働時間を最高12時間までに制限し、さらに、夜間労働の禁止、休憩時間を義務づけることなどを法律に盛り込むことについて意見聴取した。これに対して商工会議所は、少年少女の労働時間の短縮は望ましくないとの回答を提出した。労働パターンに悪影響を及ぼし、生産性や利益が落ちるとの理由からであった。少年少女の労働については、1874年の法律以上に規制の必要はないと主張した。また、少年少女の労働に関する規制を成人女性にも適用すべきかどうかという質問に対しては、現状のままにしておくべきだと回答した。成人女性は個人の意志で働いているため、法律で規制する必要はないとの理由であった。(Franssen 1976, pp. 84-85)

その後、労働時間の法的規制については、商工会議所や企業の経営者側からの反発があったが、徐々に改善されていった。

(2) 1911年には、改めて12歳以下の児童の労働を禁ずる法律が制定された。これは先の法律(1874年)が効果を上げなかったためである。またこの法律で、少年少女は17歳以下と改められ、少年少女と女性の労働時間が一日10時間を限度とされた。

(3) 19世紀の労働時間について、南ホラント州の都市モルドレットに関する記述がある。この町の主な産業は、紡績業、毛織物業、レンガ製造業、泥炭業、酪農業、農業である。

19世紀を通じてモルドレットでは、どの職業分野でも、大人も子どもも長い時間働いていた。朝早くから夜遅くまで働いていたのである。紡績業では、夏の間、朝5時から夜8時まで、冬は朝6時から夜7時まで働いていた(女性は家事のためこれより2時間程度少なかった)。その間に休憩時間として、朝8時から30分間、昼に12時から1時間、夕方に5時から30分間が与えられた。これは休憩時間というよりも、食事のための時間であった。夏期の週間平均労働時間は78時間、冬期は66時間に及んだ。それでも19世紀の前半においては、長時間労働の部類に入らなかった。19世紀の半ばになっても、職場によってはひどい例があった。1861年、ある石鉱業の労働者は、休日なのに仕事にかり出され、朝の3時から夜9時まで働いた。食事のための休憩は、朝8時から30分間、正午から1時間、そして15時あるいは17時に15分だけ許された。この週の労働時間は、96時間に及んだ。本来、女性は週に84時間が労働時間の限度とされていたのに、男性と同じように96時間働いた者もいた。(Graaf 1970, pp. 68-69)

(4) 労働時間に関する文献を調べてみると、1889年より後のものが多い。というのは、1889年以前は、子どもの労働に関する制限が事実上無規制であり、女性の労働についても厳しい制限がなかったからである。つまり、労働時間を調査するにもその対象が曖昧であり、確かなデータを取るのが困難であった。ところが1889年に制定された「労働法」によって、12歳から15歳の少年少女の労働が制限され、16歳以上の女性も一日12時間労働が限度とされ、夜間の労働が禁止された。これによって

1889年以降は、労働時間の調査が16歳以上の男女を対象にすることでデータを得やすくなった。とすると、図に示されている1889年までのデータはやや不確かである。

(5) オランダのモルドレットでは、1889年の法律制定にも拘わらず、1891年には労働基準(労働時間、休憩時間、休憩回数)が多くの職場で守られていなかった。労働調査官の報告によれば、N. Dirkwager 社では、保護されるはずの女性や少年少女が夜8時まで働いていたし、A. Verburg 社では、夜7時まで、時には夜8時まで働き、食事は通常1時間とされていたのに30分に短縮されていた。(Graaf 1970, p. 69)

(6) デンボスは、オランダの南東部に位置する北ブラバント州の州都である。特に目立った産業はなく、宗教的にも偏りがない都市である。オランダ西部に位置する政治・経済の中心地域と比べれば様々な点で後れていたが、州都であることを考えればオランダの平均的な町といえる。

(7) この時代、給料の算定は一般的に時間給であった。生産量や能力に比例した給料制度ではなく、働いた時間単位で日給や週給が算出された。つまり出来高払いではなかった。繊維工業、縄つくり工業、レンガ工業においては、一部、出来高払い制度を導入していたが、一般的には時間給制度を取っていた。

しかし1870年代に入ると、出来高払い制度を導入する工場が現れ、後に少しずつ増えた。デンボスにある釘工場では、1870年に出来高払い制度を導入したため、労働者間の賃金格差が大きくなった。それまでの時間給労働者の賃金が、およそ一週間当たり2.5—5ギルダーの範囲であったのに、7ギルダーから多い者では18ギルダーを稼ぐ者が現れた。仕事は過酷だとしても高賃金を得るために、単位時間当たりの出来高を上げようと肉体を駆使する労働者がいたのである。ただ、このような出来高払い制度が、オランダ全土に普及したわけではなかった。(Franssen 1976, p. 113)

(8) 最低賃金の値が、1853年、1866年、そして1871年でそれほど変わらないのは、一般的な労働者の賃金がさほど上がらなかったことを意味している。また、収入が多少増えたとしても家賃や日常生活用品の値上がりを考えれば、生活が楽になったわけではない。この表から見て、給料水準が全国的に上がったと判断するのは早計であり、デンボス以外の都市でも同じことが起きていたとは言えない。

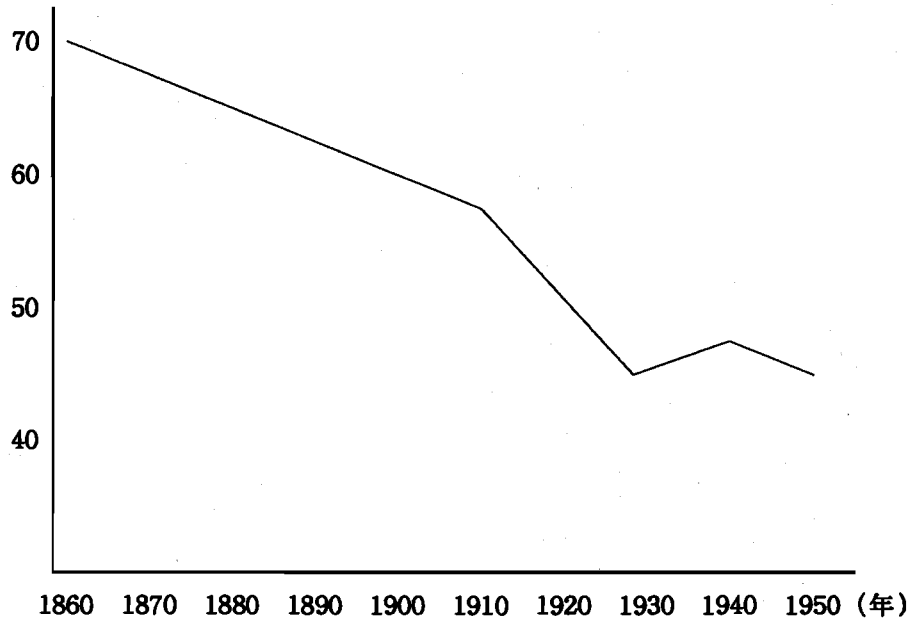
〈引用文献〉

- 栗原福也 1988, 『ベネルクス現代史』山川出版社。
 森田安一編 1998, 『スイス・ベネルクス史』山川出版社。
 Algemeen Rijks Archief 1890, *Nijverheidsstatistiek 1887-1889*, 's-Gravenhage.
 Centraal bureau voor de statistiek 1908, *Statistiek van Nederland*, 's-gravenhage staatsuitgeverij.
 Franssen, J. J. M. 1976, *De bossche arbeider in zijn werk en leefmilieu in de tweede helft van de negentiende eeuw*, Stichting Zuidelijk Historisch Contact Tilburg.
 Graaf, J. H. G. de 1970, *Moordrecht in touw*, Drukkerij Amicitia Bloemendaal.
 Helsdingen, W. P. G 1901, "Korte Levensschets" in *De Jonge Gids IV*.
 Haarlem 1891, *Enquete 1890*, Haarlem.
 Hodde, Johannes Christiaan 1890, *Los-en laadwerk van Zeeschepen*, Amsterdam.
 Jong, Fr. de 1976, *Een beeld van een vakbeweging*, L. J. Veen.
 Kok, Chris 1984, *Arbeidstijd-verkorting*, Uitgeverij Het Spectrum.

Scholliers, Etienne eds. 1983, *Werktijd en werktijdverkorting*,
V. U. B.

(平成16年 9月15日受理)

図1 フルタイム従業員の週間平均労働時間
(時間)



(Kok 1984, p. 12より作成)

表1 夏期に労働調査官が調べた企業の平均労働時間

年	全体平均	陶業・他	印刷業	繊維業	金属工業	造船業
1889	11.3	11.9	10.1	10.8	11.6	10.2
1893	11.2	11.4	10.6	11.0	11.6	11.3
1894	11.2	11.2	10.5	11.0	11.3	11.4
1895	11.1	11.1	10.5	11.0	11.5	11.3
1896	11.1	11.1	10.5	11.0	11.5	11.3
1897	11.4	11.2	10.4	11.0	11.6	11.5
1898	11.4	11.2	10.4	11.0	11.6	11.5
1899	11.3	11.3	10.4	11.1	11.4	11.9
1900	11.3	11.1	10.3	10.9	11.4	11.6
1901	10.9	10.9	10.5	10.8	11.3	11.2
1902	10.9	10.9	10.2	10.7	11.1	10.9
1903	10.9	10.8	10.3	10.6	11.2	11.5
1904	10.9	10.0	10.1	10.7	11.0	11.4
1905	10.9	(不明)	10.1	10.8	11.0	11.3
1906	10.8	9.5	10.2	10.7	11.0	10.9
1907	10.7	9.0	10.2	10.7	10.8	10.8
1908	10.7	9.0	10.1	10.6	10.8	10.8
1909	10.7	9.6	10.1	10.5	10.6	10.5
1910	10.6	9.5	9.9	10.6	10.8	10.2

(Scholliers 1983, pp. 47-48より作成)

注：全体平均の欄は労働調査官が調査した企業の平均値であり、業種間の平均ではない。

表2 デンボスにおける工場の労働時間 (1890年)

工場	一日の労働時間		休憩の回数		労働の開始・終了時刻	
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
印刷工場	10.00	10.00	2	1	7-19	8-19:30
洗濯工場	13.00	12.00	3	3	6-21	7-21
彫刻工場	12.00	10.50	3	2	6-20	8-20
製靴工場	11.00	10.75	3	2	6-19:30	7:30-20
金・銀工場	6.50	9.00	1	2	8:30-17	8-19
鉄・銅工場	11.50	9.50	3	3	6-20	7-19
鉛工場	12.50	11.50	1	1	6-20	7-20
蒸気機械工場	11.50	11.00	3	3	6-20	7-20
軍事工場	11.50	10.00	3	2	6-20	8-20
ゴム工場	11.50	10.00	3	2	6-20	8-20
ロープ工場	11.50	10.50	3	2	6-20	8-20
マカ'リ工場	12.00	12.00	3	3	6-20	6-20
小麦粉工場	12.00	12.00	3	3	6-20	6-20
麵工場	11.50	11.50	1	1	7-21	7-21
コーヒー工場	14.00	14.00	不規則		4-18	4-18
葉巻工場	11.50	10.00	3	2	6-20	8-20

(Algemeen Rijks Archief 1890, pp. 5-85より作成)

表3 デンボスにおける職業別労働時間 (1907年)

職 種	一日の労働時間		休憩の回数		労働の開始・終了時刻	
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
ギブス職人	12.00	12.00	3	3	6-20	6-20
のこぎり職人	12.00	10.50	3	2	6-20	8-20
陶器職人	11.50	11.50			5-19	5-19
コーヒー職人	11.50	11.50			7-20	7-20
小麦粉職人	11.00	11.00			6-19	6-19
配管工	11.50	11.50	2	2	6-19	6-19
金属加工職人	11.50	10.50	3	1	6-19	7:30-19
銅製造職人	11.00	11.00	3	3	7-20	7-20
金製造職人	10.00	10.00	3	3	7-19	7-19
洗濯職人	10.50	10.50	3	3	7-19	7-19
バター職人	10.50	10.50			6-19	6-19
印刷工	10.00	10.00	3	3	7-19	7-19
ロープ職人	10.00	10.00	3	3	7-19	7-19
靴職人	10.00	10.00	3	3	7-19	7-19
葉巻職人	10.00	10.00			7-19	7-19
大 工	11.50	8.00	2	1	6-19	7:30-16:30
ペンキ職人	11.50	8.00	2	1	6-19	7:30-16:30
家具職人	11.50	8.00	2	1	6-19	7:30-16:30
彫刻職人	11.50	8.00	3	1	6-19	7:30-16:30
レンガ職人	11.50	8.00	2	1	6-19	7:30-16:30
麵職人	9.75	9.75			7-19	7-19

(Centraal Bureau voor de Statistiek 1908, pp. 31-33, 62-63, 153-154より作成)

注：休憩回数が空欄の職種は不定期または不明。

表4 デンボスにおける工場の週給

(単位はギルダー)

工場	1853年				1866年			
	成人男性 最高	成人男性 最低	少年 最高	少年 最低	成人男性 最高	成人男性 最低	少年 最高	少年 最低
製本工場	5.0	4.0	1.5	0.1	4.5	4.0	1.0	0.2
印刷工場	5.5	5.0	0.5	0.2	4.8	4.0	1.5	0.3
ブラシ工場	3.5	3.0	1.5	0.5	6.0	3.5	1.0	0.6
繊維工場	5.0	4.0	1.0	0.5	5.0	4.0	0.8	0.5
金銀鋳造工場	8.5	4.0	1.5	0.3	6.2	4.5	1.5	0.3
台車工場	4.5	4.0	1.5	0.5	5.0	4.0	0.3	0.1
葉巻工場	6.0	5.0	2.5	1.0	4.0	3.5	1.3	0.8
鉄工場	3.5	3.0	1.5	1.0	7.0	2.5	1.0	0.3
網製造工場	3.5	3.0	1.0	0.5	5.0	4.5	1.5	0.6
すず工場	5.0	4.0	2.0	1.0	5.5	4.0	0.5	0.1
針工場	3.5	3.0	1.5	1.0	4.0	3.0	—	—

(Franssen 1976, pp. 102-105より作成)

注：週給は工場と労働者の平均値を取っている。

表5 デンボスにおける工場の週給 (1871年)

(単位はギルダー)

工場	週給		工場	週給	
	16歳以上の男性	16才未満の男子		16歳以上の男性	16才未満の男子
ブラシ工場	3.0-10.0	0.2-0.6	鉄糸工場	6.0-20.0	3.0
カプセル工場	5.0-15.0	1.0	繊維工場	3.0-10.0	1.0-2.0
なめし革工場	4.0-10.0	1.0	銀工場	3.0-9.0	1.0-5.0
蒸気機械工場	3.0-15.0	0.2-0.5	鉛工場	3.0-10.0	1.0
陶器工場	4.0-5.0	1.0	針工場	4.0	1.0
台車工場	2.0-10.0	0.2-0.3	鏡工場	3.0-10.0	2.0
葉巻工場	3.0-15.0	0.2	鉄工場	6.0-18.0	—

(Franssen 1976, pp. 121-122より作成)

注：週給は工場と労働者の平均値を取っている。

表6 デンボスにおける成人男性の職業別賃金 (1907年)

(単位はギルダー)

職業	週給	時給または日給	職業	週給	時給または日給
台車製造工	10.00	0.15(h)	ペンキ職人	10.50	0.16(h)
金属製品工	8.00	0.13(h)	石切り職人	14.00	0.19(h)
鉄製造工	11.00	0.18(h)	家具職人	13.80	0.20(h)
鉛製造工	7.50	1.25(d)	配管工	11.23	0.17(h)
印刷工	9.90	1.65(d)	修理工	12.60	0.21(h)
製本職人	8.25	1.40(d)	大工	11.23	0.17(h)
ギブス職人	7.50	1.25(d)	なめし革工	10.00	—
陶器職人	8.75	0.13(h)	葉巻職人	10.00	—

(Franssen 1976, pp. 127-128より作成)

注：週給・日給・時給は、労働者の平均値を取っている。(d)は日給、(h)は時給。週給は夏期の賃金。冬期はおよそ30%減。